

浜松市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の管理者の求めに応じて美容を行う場合
- (2) 美容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて美容を行う場合
- (3) 災害その他の特別な理由により、市長が必要があると認める場合

(美容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第3条 法第8条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、皮膚に接する布片及び器具のうち消毒済みのものは、清潔な容器等に入れ、消毒していないものと区別して保管することとする。

(美容所についての衛生上必要な措置)

第4条 法第13条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所は、隔壁等により外部と区画すること。
- (2) 美容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と客の待合所とを区分して設けること。
- (3) 作業所の床面積は、9平方メートル（美容用の椅子が2脚を超える場合は、9平方メートルに、2脚を超える1脚ごとに3平方メートルを加算した面積）以上とすること。
- (4) 従業者の手指、美容器具等の流水式洗浄設備を設けること。
- (5) 外傷に対し必要な救急薬品及び衛生材料を備え置くこと。
- (6) ねずみ及び衛生害虫について、おおむね6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。
- (7) 法第11条第1項の規定による届出（美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第19条第1項第6号に規定する疾病（以下「疾病」という。）がある美容師がある場合の届出に限る。）又は法第11条第2項の規定による届出（疾病がある美容師が生じた場合の届出に限る。）をしたときは、市長の指示に従うこと。
- (8) 疾病がある従業者（美容師を除く。）が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第11条第1項の規定による届出をしている者（法第12条の2第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）の当該届出に係る美容所については、この条例の施行後最初に当該美容所について改築、大規模の修繕又は大規模の様式替えを行うまでの間は、第4条第1号の規定は、適用しない。